

平成26年4月1日以降でも消費税5%でOK！ 経過措置をご存知ですか？

消費税率が平成26年4月1日に8%へ、平成27年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。
4月1日以降にお金の受け渡しをする際、単純に消費税を8%で計算すればいいと思われがちですが、実はそうではありません。事前に契約をおこなう場合、契約日によっては、支払が4月1日以後であっても一定の条件を満たしておけば、引き上げ前の5%で消費税を計算する場合があります。

今回は、その一定の条件についてお話したいと思います。

これは建設会社の売上だけでなく、店舗や事務所を借りている方、機械や設備をリース契約されている方など、多くの人が関係することです。消費税の課税事業者の方は、この機会にご自身に該当するものがないか、ご確認ください。

適用税率の原則

改正後の消費税率は、原則として下記の「施行日」以後に行われる課税資産の譲渡等（資産の譲渡・資産の貸付・役務の提供）に適用されます。

新税率 (消費税・地方消費税合計)	施行日	指定日 (施行日の半年前の日)
8%	平成26年4月1日	平成25年10月1日
10%	平成27年10月1日	平成27年4月1日

資産の譲渡等の時期については、下記のような基本的な考え方が定められており、これらの日が施行日以後であれば、原則として新税率が適用されることになります。

資産の譲渡・・・引渡日
資産の貸付・・・前受部分を除き、契約または慣行により支払を受けるべき日
役務の提供・・・目的物の引渡しを伴う役務の提供⇒引渡日
目的物の引渡しを伴わない役務の提供⇒役務の全部を完了した日

注意!

家賃やリース等の経費 単純に平成26年4月以降支払分=8%ではありません



店舗の不動産賃貸契約書、リース契約書をご確認ください。

平成26年4月以降に支払っていても契約内容によっては、税率5%の場合があります。

本当は5%で計算しなければならない経費を8%で計算してしまうと、3%分脱税したことになります。

必ずご契約内容のご確認をお願いいたします。ご不安な方は商工会までお尋ね下さい。

指定日前に契約締結することにより適用がある経過措置

表面の原則に対し、「指定日」(「施行日」の半年前の日)の前日までに契約を締結するなど一定の要件を満たすものについては、「施行日」以後の資産の譲渡等についても旧税率を適用するという経過措置が設けられています。その代表的なものには、請負工事等と資産の貸付に係る経過措置があります。

・ 請負工事等

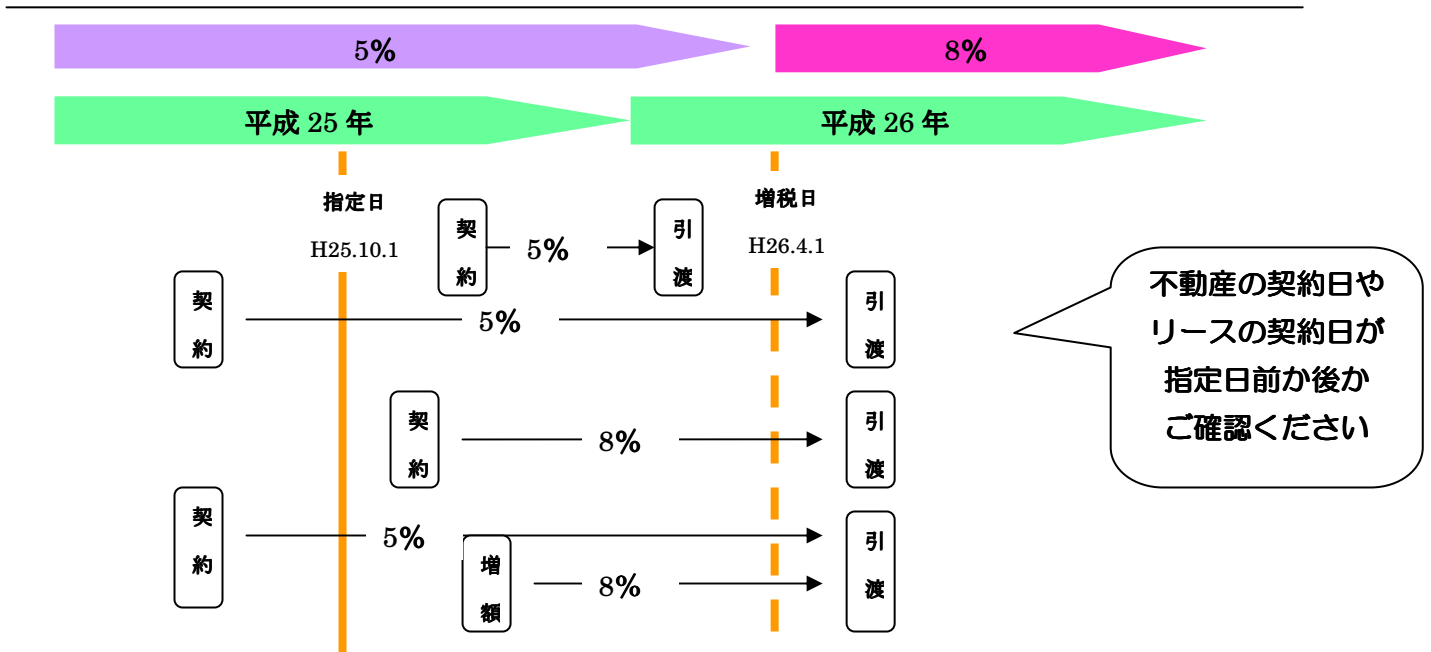
契約の種類	経過措置の適用要件(8%増税時)
・ 工事の請負契約 ・ 製造の請負契約 等	1 平成 25 年 9 月 30 日までに契約を締結していること 2.平成 25 年 10 月 1 日以後の増額金額分は、新税率が適用されます

・ 資産の貸付

契約の種類	経過措置の適用要件(8%増税時)
・ オペレーティングリース契約 ・ 事務所等の賃貸契約 等	1. 平成 25 年 9 月 30 日までに契約を締結していること 2. 平成 25 年 9 月 30 日以前より引き続き貸付を行っていること 3. 契約により、貸付期間及び貸付期間中の対価の額がさだめられていること 4. 事業者が、事情の変更その他の理由により対価の変更を求めることができる旨の定めがないこと

※ 従来の契約が上記の適用要件を満たしていない場合でも、指定日前までに契約を変更して適用要件を全て満たした場合は、経過措置の対象となります。

(具体的イメージ)



< 8 月 > 税務相談のお知らせ

開催日 平成 25 年 8 月 21 日(水)

玄海支所

1. 時間 13:00~17:00(1 件 30 分が目安です)
2. 税理士 高木 賢太郎 先生
3. 費用 無料

当日は予約制となっております。お電話(0940-36-2268)にてご予約ください。

